

令和2年7月17日

大森キャンパス・習志野キャンパス

学生・教職員 各位

東邦大学長

高松 研

東邦大学健康推進センター長 田中太一郎

「新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした 自宅待機等の対応ルール (Ver. 1.1)」の改正について

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の学内外における感染拡大防止と学生・教職員の安全確保を目的として定めた「新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした自宅待機等の対応ルール」について、以下の通り、改正を行います。

記

1. 改正点

- 学生・教職員が新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合の出席停止期間・出勤停止期間の変更

※ 具体的な改正箇所は本文中に赤色で表記

以上

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした自宅待機等の対応ルールについて (Ver. 1.2)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止を目的として、学生・教職員においては以下の通り、自宅待機等の対応を行うこととする。

なお、新型コロナウイルスに関する情報は日々アップデートされるため、本対応ルールについてもそれに応じて変化する。最新の情報を大学ホームページや健康推進センターホームページ、教育ポータル、Active Academy 等から確認すること。

1. 本対応の対象者

大森キャンパス・習志野キャンパスの学生・教職員
(5学部、4研究科、学事部、学事統括部、大学各センター)

2. 自宅待機等が必要となる状況と必要な対応

(表) 学生・教職員の状況と必要な対応

学生・教職員の状況		(1) 37.5度以上の発熱者*1	(2) COVID-19濃厚接触者	(3) 帰国者	(4) 本人または同居する家族等がPCR検査対象者となった場合	(5) COVID-19罹患者(または疑いと診断)
健康推進センターへの連絡		必要	必要	必要	必要	必要
学生	措置	自宅待機 (解熱後3日を経過するまで*2)	14日間の自宅待機	14日間の自宅待機	結果が確認されるまで自宅待機	治癒するまで出席停止
	出席の扱い*3	学校保健安全法第19条による出席停止*4	学校保健安全法第19条による出席停止*4	学校保健安全法第19条による出席停止*4,*5	学校保健安全法第19条による出席停止*4	学校保健安全法第19条による出席停止*4
	部活動・会合	参加不可	参加不可	参加不可	参加不可	参加不可
教職員	措置	自宅待機 (解熱後3日を経過するまで*2)	14日間の自宅待機	14日間の自宅待機	結果が確認されるまで自宅待機	治癒するまで出勤停止
	勤怠の扱い*6	・解熱した日まで原則年次有給休暇 ・それ以降の自宅待機3日間については勤務扱い	自宅待機中は給与が支給	自宅待機中は給与が支給*5	自宅待機中は給与が支給	特別有給休暇
	会議・出張・会合	参加不可	参加不可	参加不可	参加不可	参加不可

*1 37.5度以上の発熱が伴わない場合でも風邪のような症状があったり、体調が良くなかったりする場合は、登校・出勤・外出を控えるようにする。

*2 「解熱した日を含めて4日間」と同義。

*3 出席停止により出席できなかった授業等については学生の不利益とならないよう、適切な配慮を行う。

*4 登校再開の際は健康推進センターで「登校許可証明書 (COVID-19対策用)」を発行してもらう。

*5 事前に渡航・入国・帰国の届出・許可の無い場合、学生は欠席、教職員は年次有給休暇として扱う。

*6 勤怠の取り扱いに関する詳細は各所属の人事担当部署に確認のこと。

学生の場合

(1) 37.5 度以上の発熱者

- ア. 37.5 度以上の発熱を認める場合は、大学には登校せず、自宅で待機する。
- イ. 可及的速やかに健康推進センターへ電話連絡する。健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可とする。後日になっての遑々の報告は不可とする。
長期休暇や遠隔授業の実施で大学に登校する必要が無い場合でも必ず健康推進センターに電話連絡する。
- ウ. 自宅待機中は毎日、朝晩の 2 回、体温を測定し、健康推進センター所定の体温表に記録すること。
- エ. インフルエンザ等の心配があるときは、かかりつけ医等に相談すること。インフルエンザの診断が確定した場合には、速やかに健康推進センターに報告すること。
- オ. 次の①から③のいずれかに該当する場合は電話で「帰国者・接触者相談センター」にすぐに相談し、その指示に従うこと。指示された内容については健康推進センターにも報告すること。
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
 - ② 重症化しやすい者（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人、妊婦
 - ③ 上記の症状や基礎疾患はないが、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が 4 日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）
- カ. 解熱剤を服用していない状態で解熱後 3 日を経過すれば、登校可能とする。（解熱日を 0 日とする）
登校する日の前日の午後（16 時まで）に健康推進センターへ電話連絡をする。（前日が休日の場合はメールで連絡する。その場合は休日明けのセンター開室日の朝にセンターから電話連絡があるので、必ず電話に対応すること。）
- キ. 登校初日に健康推進センターで登校許可面接を受け、「登校許可証明書（COVID-19 対策用）」を発行してもらう。登校許可面接の際、体温表を必ず持参すること。
登校初日から 2 週間はマスクの着用や手洗い励行など感染予防に努めること。
- ク. 健康推進センターに発熱出現の連絡をした日から登校許可面接を受けるまでは、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱う。出席停止により出席できなかった授業等については、学生の不利益とならないよう、適切な配慮を行う。
出席できなかった授業に関する手続きなどを含め、詳細は所属する学部の学事課に確認すること。
- ケ. 健康推進センターが発熱の報告を学生から受けた場合、その内容は学事課を經由して学生部長や学部長等に速やかに共有されるので、了解しておくこと。

※37.5 度以上の発熱が伴わない場合でも風邪のような症状があったり、体調が悪くなったりする場合は、登校・外出を控えるようにする。授業等の欠席などについて心配・不安なことがある場合には担当教員または所属する学部の学事課等に相談すること。症状等について心配なことがあれば健康推進センターに相談すること。

(2) COVID-19 濃厚接触者*

- ア. 濃厚接触者となった場合は、速やかに健康推進センターへ連絡する。
- イ. 大学において濃厚接触者と判断された場合、感染者と接触した日から 14 日間、自宅で待機する。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康観察を行い、症状が出現した場合には「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、健康推進センターへ連絡する。
- ウ. 上記 2 の自宅待機については「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱う。出席停止により出席できなかった授業等については、学生の不利益とならないよう、適切な配慮を行う。
出席できなかった授業に関する手続きなどを含め、詳細は所属する学部の学事課に確認すること。

* 濃厚接触者の定義

患者の発病した日の 2 日前以降に以下に該当する者。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

(3) 海外からの帰国者・入国者

- ア. 海外からの帰国者・入国者は、速やかに健康推進センターに電話で連絡をする。
- イ. 帰国後・入国後 14 日間は、毎日体温を測り（朝夕 2 回以上）、手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ウ. 渡航先の国・地域を問わず、入国または帰国の日から起算して 14 日間は自宅待機とする。外出を控え、他人との接触は最小限にとどめること。
- エ. 上記 3 の自宅待機については「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱う。出席停止により出席できなかった授業等については、学生の不利益とならないよう、適切な配慮を行う。ただし、渡航・入国・帰国について事前に大学への届出・許可がなかった場合、欠席として取り扱う。
出席できなかった授業に関する手続きなどを含め、詳細は所属する学部の学事課に確認すること。

(4) 本人または同居する家族等が PCR 検査対象となった場合

- ア. 本人または同居する家族等が PCR 検査対象となった場合は、速やかに健康推進センターへ連絡する。
- イ. 結果が確認されるまで自宅待機とする。
- ウ. 上記 2 の自宅待機については「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱う。出席停止により出席できなかった授業等については、学生の不利益とならないよう、適切な配慮を行う。
出席できなかった授業に関する手続きなどを含め、詳細は所属する学部の学事課に確認すること。

(5) 新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合

- ア. 新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合は、速やかに健康推進センターに電話で連絡をする。
その際、「発病した日の2日前以降における本学関係者との接触状況」「今後の見通し等に係わる医師等の所見」などについて尋ねられるので、返答できるようにしておく。
- イ. 新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」として定められ、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされる。よって、COVID-19に感染あるいはその疑いと診断された場合は「出席停止」となる。
- ウ. 出席停止期間について、学校保健安全法施行規則で定められているとおり、「治癒するまで」とする。具体的には、行政の基準（厚生労働省「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」）を満たした時点より出席可能とする。ただし、1週間程度は「検温の実施・マスク着用・手指衛生・3密を避ける」を遵守し、体調不良時は速やかに健康推進センターへ報告する。
- エ. 登校初日に健康推進センターで登校許可面接を受け、「登校許可証明書（COVID-19対策用）」を発行してもらう。
- オ. 出席停止により出席できなかった授業等については、学生の不利益とならないよう、適切な配慮を行う。
出席できなかった授業に関する手続きなどを含め、詳細は所属する学部の学事課に確認すること。

【健康推進センターへの連絡方法】

- ・電話での連絡を原則とする。

大森 03-5763-6508（対応時間 平日 8:45~17:00）

習志野 047-472-9388（対応時間 平日 8:45~18:00 土曜 8:45~13:45）

- ・健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可能。

大森（学生）kenko-omori@ml.toho-u.jp

（教職員）kenko-oc1@ml.toho-u.jp

習志野 kenkokanrishitsu@jim.toho-u.ac.jp

※メールには連絡先電話番号を必ず書くこと。

教職員の場合

(1) 37.5度以上の発熱者

- ア. 37.5度以上の発熱を認める場合は、出勤せず、自宅で待機する。
- イ. 可及的速やかに健康推進センターへ電話連絡する。健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可とする。
私用による休暇や長期休暇等で出勤する必要が無い場合でも必ず健康推進センターに電話連絡する。
- ウ. 自宅待機中は毎日、朝晩の2回、体温を測定し、健康推進センター所定の体温表に記録する。
- エ. インフルエンザ等の心配があるときは、かかりつけ医等に相談すること。インフルエンザの診断が確定した場合には、速やかに健康推進センターに報告すること。
- オ. 次の①から③のいずれかに該当する場合は電話で「帰国者・接触者相談センター」にすぐに相談し、その指示に従うこと。指示された内容については健康推進センターにも報告すること。
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
 - ② 重症化しやすい者（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人、妊婦
 - ③ 上記の症状や基礎疾患はないが、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）
- カ. 解熱剤を服用していない状態で解熱後3日を経過すれば、出勤可能とする。（解熱日を0日とする。）
出勤再開後、速やかに健康推進センターへ出勤再開の報告をすること。
- キ. 勤怠については以下の通り取り扱う。詳細は各所属の人事担当部署に確認のこと。
- ・ 解熱した日までは原則年次有給休暇
 - ・ それ以降の自宅待機3日間については勤務扱い

※37.5度以上の発熱が伴わない場合でも風邪のような症状があつたり、体調が良くなかつたりする場合は、出勤を控え、自宅で休養する。

(2) COVID-19濃厚接触者*

- ア. 濃厚接触者となった場合は、速やかに健康推進センターへ連絡する。
- イ. 大学において濃厚接触者と判断された場合、感染者と接触した日から14日間、自宅で待機する。自宅待機中は給与が支給される。
- ウ. 自宅待機中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康観察を行い、症状が出現した場合には「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、健康推進センターへ連絡する。

* 濃厚接触者の定義

患者の発病した日の2日前以降に以下に該当する者。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつた者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

- ・手で触れることの出来る距離（目安として 1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

(3) 海外からの帰国者・入国者

- ア. 海外からの帰国者・入国者は、速やかに健康推進センターに電話で連絡をする。
- イ. 帰国後・入国後 14 日間は、毎日体温を測り（朝夕 2 回以上）、手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ウ. 渡航先の国・地域を問わず、入国または帰国の日から起算して 14 日間は自宅待機とする。外出を控え、他人との接触は最小限にとどめること。
- エ. 自宅待機中は給与が支給される。ただし、渡航・入国・帰国について事前に大学への届出・許可がなかった場合、年次有給休暇として取り扱う。

(4) 本人または同居する家族等が PCR 検査対象となった場合

- ア. 本人または同居する家族等が PCR 検査対象となった場合は、速やかに健康推進センターへ連絡する。
- イ. 結果が確認されるまで自宅待機とする。自宅待機中は給与が支給される。

(5) 新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合

- ア. 新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いと診断された場合は、速やかに健康推進センターに電話で連絡をする。
その際、「発病した日の 2 日前以降における本学関係者との接触状況」「今後の見通し等に係わる医師等の所見」などについて尋ねられるので、返答できるようにしておく。
所属長にも各自で報告すること。
- イ. 新型コロナウイルス感染症に感染あるいはその疑いと診断された場合は「出勤停止」となる。「特別有給休暇」を取得することが可能であるが、詳細は各所属の人事担当部署に問い合わせること。
- ウ. 勤務再開は行政の基準（厚生労働省「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」）を満たした時点より可能とする。ただし、1 週間程度は「検温の実施・マスク着用・手指衛生・3 密を避ける」を遵守し、体調不良時は速やかに所属長および健康推進センターへ報告する。

【健康推進センターへの連絡方法】

- ・電話での連絡を原則とする。
 - 大森 03-5763-6508（対応時間 平日 8:45~17:00）
 - 習志野 047-472-9388（対応時間 平日 8:45~18:00 土曜 8:45~13:45）
 - ・健康推進センターの対応時間外に限り、メールでの連絡も可能。
 - 大森（学生）kenko-omori@ml.toho-u.jp
 - （教職員）kenko-oc1@ml.toho-u.jp
 - 習志野 kenkokanrishitsu@jim.toho-u.ac.jp
- ※メールには連絡先電話番号を必ず書くこと。